

整理番号	4 - 1
------	-------

令和4年度
第427回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和4年7月12日
14:25 ~ 15:05
千葉労働局1階会議室

令和4年度
第427回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和4年7月12日(火) 14:25~15:05
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、鈴木委員、中原委員、大竹委員
 - 労働者側委員
中島委員、田中委員、野田委員、鈴木委員、岡田委員
 - 使用者側委員
高橋委員、今関委員、黒岩委員、神田委員、池田委員
- 4 議題
 - (1) 令和4年度千葉地方最低賃金審議会の運営について
 - (2) 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について
 - (3) 千葉県最低賃金の改正決定について(諮問)
 - (4) 千葉県最低賃金専門部会の設置・運営について
 - (5) 今後の審議日程について
 - (6) その他
- 5 配付資料
 - 資料 1-1 千葉地方最低賃金審議会運営規程
 - 資料 1-2 千葉地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
 - 資料 1-3 千葉地方最低賃金審議会専門部会運営規程
 - 資料 1-4 千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程
 - 資料 2 最低賃金審議会令第6条第5項について
 - 資料 3 令和4年度千葉地方最低賃金審議会審議日程
 - 資料 4 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧
 - 資料 5 地域別最低賃金改定状況の推移及び特定最低賃金改定状況の推移
 - 資料 6 毎月勤労統計調査 令和3年分結果確報(厚生労働省発表)
 - 資料 7 令和3年毎月勤労統計調査特別調査の概況(厚生労働省発表)
(10頁に都道府県別データあり)

- 資料 8 毎月勤労統計調査地方調査結果月報（令和4年3月分）
（千葉県発表）
- 資料 9 令和3年賃金構造基本統計調査の概況（厚生労働省発表）
（15頁に都道県別データあり）
- 資料 10 職員の給与等に関する報告について（千葉県人事委員会）
（生計費関係、労働経済指標抜粋）
- 資料 11 県内経済情勢（令和4年4月判断・千葉財務事務所発表）
- 資料 12 法人企業景気予測調査 千葉県分（令和4年4～6月期調査）
（千葉財務事務所発表）
- 資料 13 第168回中小企業景況調査（2022年4～6月期）関東
（独立行政法人中小企業基盤整備機構発表）
- 参考資料1 第63回中央最低賃金審議会 配布資料
（令和4年6月28日開催）

< 資料内訳 >

- 資料 No.1 中央最低賃金審議会委員名簿
- 資料 No.2 中央最低賃金審議会運営規程
- 資料 No.3 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）
- 資料 No.4 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・新しい
資本主義実行計画工程表（関係部分抜粋）
- 資料 No.5 経済財政運営と改革の基本方針 2022（関係部分抜粋）
- 資料 No.6 全国特定最低賃金決定の申出
- 資料 No.7 目安に関する小委員会委員名簿（案）

- 参考資料2 第1回目安に関する小委員会 配布資料
（令和4年6月28日開催）

< 資料内訳 >

- 資料 No.1 主要統計資料
- 資料 No.2 （省略・参考資料1の資料No.4）
- 資料 No.3 （省略・参考資料1の資料No.5）
- 資料 No.4 足下の経済状況等に関する補足資料
- 資料 No.5 今後の予定（案）
- 参考資料 No.1 最低賃金に関する調査研究

6 議事内容

会長

ただ今から、第427回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、本年度第1回目の審議会でございますので、はじめに労働局長から御挨拶をお願いいたします。

労働局長

本日は、大変お忙しい中、本審議会に御出席くださりまして誠にありがとうございます。昨年度も、千葉県最低賃金及び特定最低賃金につきましては、御審議いただき、それぞれ改正決定させていただいたところでございます。これらは委員の皆様方の御尽力の賜物と思っております。改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、経済情勢についてお話いたしますと、6月の月例経済報告におきましては、景気は持ち直しの動きがみられるとされているところでございます。また、千葉県における5月の有効求人倍率は0.95倍と、前年同月と比較して0.09ポイント上昇しているところでございます。多くの事業主の方々に、雇用の維持に取り組んでいただいているところでございますが、新型コロナウイルス感染症などの影響は依然続いており、引き続き、雇用情勢については注視が必要と考えております。こうした県下の状況や厚生労働大臣から、6月28日、中央最低賃金審議会に「令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安について」諮問がなされたことなどを踏まえ、本日この後、千葉県最低賃金の改正について諮問させていただくこととしております。

なお、今回の中央最低賃金審議会における目安の諮問において、厚生労働大臣から、6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に関連した発言がございました。大臣の発言につきましては、少し長くなりますが、引用して紹介させていただきますと、新しい資本主義実現会議において、労使をはじめとした有識者の皆様に御参加いただき、幅広く御意見をいただいた。会議での検討を踏まえ、6月7日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を策定いただいた。この中で、最低賃金については、会議での御意見や岸田総理からの発言を踏まえ、物価が上昇する中で官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会でも、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要であるとされたところである。併せて、「新しい資本主義実行計画工程表」においては、最低賃金については、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指すことも盛り込まれている。また、同日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」においても、同様の趣旨が記載されており、政府としては、引き続きできる

限り早期の全国加重平均 1,000 円の実現に向け、最低賃金の引き上げを図ってまいりたい。一方で、最低賃金の引上げに当たっては、企業が賃上げしやすい環境整備が必要であり、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援や、適切な価格転嫁が行われる環境の整備など、政府全体として、賃金引上げの機運の醸成に向けて取り組んでいく。ついては、中央最低賃金審議会におかれては、できる限り早期の全国加重平均 1,000 円の実現に向けて、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮しながら御議論をいただきたい、といった大臣の発言内容でございました。委員の皆様方には、こうした中央での状況も考慮しつつ、千葉県の実情を十分に踏まえた御審議をお願い申し上げたいと思います。

併せて、これから多大な御苦勞をお掛けすることとなりますが、賃金行政の円滑な推進に引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。今年度もよろしくお願い申し上げます。

会長

続きまして、本日の議事次第に従いまして、私と会長代理から一言御挨拶を申し上げたいと思います。

会長

労働者側、使用者側、そして公益委員の皆様、今年度これからよろしくお願いいたします。一昨年、昨年はコロナ禍の中での審議となりました。そして今年度は、コロナ禍が収束していない中で、円安、さらに物価高という中で、世界の中での日本の賃金水準が話題となり、国民生活という視点から最低賃金が注目されているというふうに思っております。労働者側、使用者側の委員の皆様におかれましては、主張されたいことも多々あるかと思ひますし、現段階では譲れないというところもあるかと思ひますが、今後、真摯な議論を尽くされたうえで、できれば労使合意の下で、千葉県の新たな最低賃金が決定されることを願っております。公益委員としても、労使合意に向けて力を尽くさせていただきたいと思ひますので、円滑な議事運営に御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

会長代理

会長を補佐しまして、適切かつ円滑な運営に努め、皆様方の意見を十分にお出しいただき、最終的には合意ができますように努めたいと思ひます。

よろしくお願いいたします。

会長

事務局から審議会委員と事務局職員の紹介をお願いします。また、紹介された委員の方は一言御挨拶をお願いします。

<賃金室長より審議会委員と事務局職員の紹介>

会長

それでは議事を進めます。まず、審議の公開の報告をいたします。本審議会は、審議会運営規則第6条に基づき公開で開催することになりますので、公示しましたが、傍聴される方はおりませんことを報告いたします。

続いて、事務局は、本審議会の成立について報告をお願いします。

賃金室長補佐

本日は、公益の下田委員が所用で欠席されるとの御連絡をいただいております。したがって、労働者側委員5名、使用者側委員5名、公益委員4名の公労使14名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

会長

それでは、議題(1)の「令和4年度千葉地方最低賃金審議会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

当審議会は、お手元の資料の1の1から1の4まで、千葉地方最低賃金審議会運営規程、同運営小委員会運営規程、同専門部会運営規程、同特別小委員会運営規程の4つの規程がございまして、これらの規程に基づいて運営しているところでございます。昨年度は一部改正を図って承認を得たところでございます。本年度は特に改正の必要は無いかと考えております。

会長

事務局から説明のありました運営規程についてですが、何か御意見はございますか。

一同「意見なし」の声

会長

特に問題がなければ、この運営規程により運営してまいりたいと存じますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、議題（２）の「千葉地方最低賃金審議会運営小委員会・特別小委員会の設置について」でございますが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

当審議会では、従来から本審議会の議事運営に関する事項について協議するために運営小委員会を設置し、また、特定最低賃金に係る決定等の必要性の有無などについて速やかに結論が得られるよう意見調整を行うために特別小委員会を設置し、各々の運営規程により運営してまいりました。事務局にて会長と相談しましたところ、本年度もこれまでと同様に、２つの小委員会を設置し、各運営規程に基づき運営することでのお話がございましたがいかがでしょうか。お諮りいたします。

なお、これら小委員会の構成は、それぞれの規程第３条により、共に各側同数の計９名以内で構成することとなり、従来から各側３名の計９名の構成になっております。

会長

事務局から説明のありました運営小委員会の設置と特別小委員会の設置について、何か御意見はございますか。

一同「意見なし」の声

会長

次に、両小委員会の委員を選出していただきたいと思います。各側３名ずつ選出していただくこととなりますが、この場で御協議いただき、選出していただきたいと存じます。

< 各側協議 >

会長

運営小委員会、特別小委員会の各側委員を確認させていただきます。まず、運営小委員会について、労働者側は委員を報告してください。続いて、使用者側は、委員を報告してください。最後に公益委員を報告いたします。

< 委員の報告 >

会長

それぞれ9名の方々が、運営小委員会、特別小委員会の委員に選出されましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題(3)についてですが、労働局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問をお受けしたいと思います。

< 労働局長から会長に諮問文を手交 >

会長

確認のため、事務局から朗読をお願いします。

賃金指導官

< 諮問文朗読 >

会長

事務局から改正諮問の理由を説明願います。

賃金室長

諮問理由について申し上げます。我が国の経済状況につきましては、内閣府の月例経済報告によりますと、景気は持ち直しの動きがみられると報告されているところでございます。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で各種施策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。また、千葉県内の雇用失業情勢については、令和4年5月の県内有効求人倍率は0.95倍と、前年同月と比較して0.09ポイント上昇しましたが、求人が求職を下回っており厳しい状況が続いています。一方、千葉財務事務所が令和4年4月27日に公表した県内経済情勢報告では、県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続きみられる中、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しているとされています。いずれにいたしましても、厳しい状況は続いておりますが、県内の労働者の労働条件の改善や、労働力の質的向上、企業間の公正競争の確保などの観点から、千葉県最低賃金の改正決定について諮問するものです。つきましては、地域の経済状況や賃金水準等を十分に考慮いただきながら、千葉県最低賃金について御審議いただきますよう諮問いたします。

会長

次に議題（４）ですが、ただ今、労働局長から千葉県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項の定めるところにより専門部会を設置し、今後、この専門部会において具体的な調査審議を行うこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

この専門部会の委員の数は、最低賃金審議会令第 6 条第 1 項により 9 名以内となっており、従来から、各側 3 名、計 9 名となっておりますが、今年度も同数の構成でいかがでしょうか。お諮りいたします。

一同「異議なし」の声

会長

御賛同いただきましたので、各側からそれぞれ 3 名の専門部会委員が選出されることとなります。その選出手続きについて、事務局から説明を受けたいと思います。

なお、併せて、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に係る公示について、事務局から説明願ひます。

賃金室長補佐

初めに、千葉県最低賃金専門部会委員の推薦公示について説明いたします。

最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により、専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命については、同令第 3 条を準用することとなりますので、関係労働組合、関係使用者団体に対して相当期間を定めて候補者の推薦を求める公示を行う必要がございます。専門部会の推薦公示については、2、3 週間程度とされておりますが、本年度においては、審議会運営及び日程の都合上、本日から令和 4 年 7 月 26 日火曜日を期限として公示することといたします。

賃金指導官

続きまして、最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見聴取に係る公示について説明いたします。最低賃金法第 25 条第 5 項及び同施行規則第 11 条第 1 項に基づき、審議会が最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合においては、関係労使の意見を聞くものとし、意見を述べようとする関係労使は一定の期日までに意見書を提出すべき旨公示することが求められております。この関係労使の意見聴取の公示は、諮問後、できる限り早い時期に行

うこととされており、公示期間は地域別最低賃金に係るものについては3週間程度とされておりますが、本年度においては、審議会の運営及び日程の都合上、本日から令和4年7月28日木曜日を期限として公示することといたします。併せて千葉労働局のホームページにも掲載し、広くお知らせする予定です。

会長

次に、議題(4)に関連して、事業場視察及び意見陳述についてですが、事務局より経過等について説明をお願いします。

賃金指導官

事業場視察についてですが、現時点でコロナウイルス感染拡大が終息していないこと、中央最低賃金審議会においても事業場視察が実施されていないこと、他局においても事業場視察を実施していないこと、コロナ禍においては事業場から視察に対する協力が得られにくい状況にあることなどから、今年度の事業場視察は実施困難であると考えております。

会長

事業場視察について、実施が困難とのことですが、何か御意見はございますか。

一同「異議なし」の声

会長

ただ今の説明やコロナ禍の現状も踏まえ、事業場視察につきましては実施しないことといたします。

続きまして、千葉県最低賃金に関する意見陳述についてですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官

昨年度は、1つの組合から要望があり、8月2日の第2回本審議会において1名の方が陳述されました。今年度につきましては、現時点で要望はありませんが、意見陳述の要望があり、適当と認められる場合には、実施する方向でよろしいかお諮りいたします。

会長

千葉県最低賃金に関する意見陳述について、要望があり、適当と認められる場合には、陳述の場を設けることでよろしいでしょうか。

一同「異議なし」の声

会長

異議が無いようですので、意見陳述については実施することとし、いつ、どのように実施するかなど審議の運び方について、運営小委員会で協議することといたします。

続いて、特定最低賃金に関する意見陳述について事務局より説明をお願いします。

賃金指導官

昨年度は、特定最低賃金 7 業種の改正を申し出た関係組合から意見陳述の要望があり、うち、電気機械器具製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業の 3 業種について、それぞれ 1 つの組合が意見陳述をされました。

今年度の特定最賃に係る申出の状況ですが、昨年同様、7 業種について改正の申出がございました。新設については、現時点で申出はございません。

今年度は、現時点で意見陳述の要望はありませんが、改正を申し出た関係組合から要望があった場合には、陳述の場を設けるかをお諮りいたします。

会長

千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、改正を申し出た関係組合から意見陳述の要望があった場合には、陳述の場を設けることでよろしいでしょうか。

一同「異議なし」の声

会長

異議がないようですので、千葉県特定最低賃金に関する意見陳述について、陳述の場を設けることといたします。

なお、意見陳述の運営方法等について、第 1 回運営小委員会で協議することよろしいでしょうか。

一同「異議なし」の声

会長

第1回運営小委員会で協議することといたします。

続きまして、議題(4)に関連して、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りいたします。初めに、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

最低賃金審議会令第6条第5項の取扱いについて御説明いたします。資料No.2を御覧ください。最低賃金審議会令第6条第5項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。」とされております。当審議会では、従来から、千葉県最低賃金専門部会には適用していませんが、特定最低賃金専門部会には、決議が全会一致の場合にこの第6条第5項を適用してきたところです。本年度についてはいかがすべきでしょうか。御審議を賜りたいと存じます。

会長

特定最低賃金専門部会の第6条第5項の適用について、従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

一同「異議なし」の声

会長

御賛同いただきましたので、本案のとおり特定最低賃金専門部会の決議が全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することといたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議題(5)の「今後の審議日程について」ですが、先ず、事務局から今年度の審議日程について説明を受けたいと思います。

賃金室長

本日の審議会はもともと6月に開催する予定であったものがずれてしまい、委員の皆様にも多大なお手数と御迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。資料3を御覧ください。これまでどおりA案、B案を示させていただいております。まず、A案ですが、中央審議会の目安答申が7月29日午前までに示された場合です。千葉県最低賃金の10月1日の発効日を目指して逆算し、8月1日の本審議会において中央からの目安伝達と特定最低賃金の改正諮問について審議をしていただく予定としております。その後、8月5日に本審議会を開き、千葉県最低賃金の答申を見込んでおり、答申に基づいて異議の

申出についての公示をさせていただき、8月23日の本審議会で異議の申出についての諮問・答申としております。このA案が本命と考えております。本日、中央で第2回目の目安に関する小委員会が開かれており、順調に進みますと7月中には目安が頂けるのではないかと事務局では考えております。ただ、あくまで見込みであって絶対とはいえませんが、B案が資料の裏面となっております。クリーム色で示されたところがA案と違うところになります。いずれにしても10月1日発効を目指して日程を組ませていただいております。始まりが8月1日になるのか2日になるのかの違いで、その後の予定は同じになっております。

続いて、資料2枚目の特定最低賃金の日程ですが、例年どおり12月25日の発効を予定した日程を組んでおります。こちらにつきましても事前にお示ししていた日程案で、申出のある7業種について専門部会を全て進めるという想定の下で作らせていただいております。スケジュールとしては、8月1日に改正の必要性の有無について諮問をさせていただき、8月3日午後の特別小委員会でこれについて審議をしていただきます。各専門部会については、日程案のとおり、2回ずつの日程を確保させていただいております。なお、当初、8月5日午後2時30分から特別小委員会の予備日として日程をお示ししていたところですが、当日は県最賃の答申を予定するなどスケジュールに余裕がないことから、日程を削除させていただき、8月3日で決まらなければ、8月22日午前の予備日を使っていただくこととなります。委員になられる方には御配慮いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

ただ今、千葉県最低賃金の審議日程のA案、B案と特定最低賃金の審議日程が示されました。審議日程につきましては、この場で大筋御了承いただき、本審議会終了後に開催されます運営小委員会において、議事運営に関する詳細について御協議を賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

一同「異議なし」の声

会長

それでは、審議日程については、御賛同いただきました。

A案、B案について日程が定まり次第、事務局は各委員に早急に連絡をするようにお願いします。

会長

他に何かありますか。事務局はいかがですか。

賃金室長

中央の状況について若干御説明させていただきます。中央の最低賃金審議会の中に、目安制度の在り方に関する全員協議会というものがあり、昨年からいろいろ協議をしているようでございます。直近ですと、令和4年5月24日（火）に中央最低賃金審議会において、4回目の目安制度の在り方に関する全員協議会が開催され、「目安審議の在り方」、「ランク制度の在り方」、「目安審議の際の目安小委員会での参考資料の在り方」などについて議論が行われ、引き続き、議論がなされるとのことです。

会長

他に何も無いようでしたら、本日の審議を終了させていただきたいと思えます。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして閉会といたします。御協力ありがとうございました。